

工事費内訳書の提出について

辰野町

1 工事費内訳書の提出について

受注希望型競争入札（事後審査方式）の対象となる建設工事においては、入札書とともに工事費内訳書を持参（又は郵送）してください。

工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、未記入など不備のある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書は無効となりますので注意してください。

2 工事費内訳書の形式

次のいずれかとします。

- (1) 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち工事費内訳書に単価、金額を記載したもの。
- (2) (1) と同等の項目が含まれる独自様式によるもの（原則として、「費用・工種・施行名称など」は金抜設計書の項目により作成してください。）
- (3) (1) (2) のいずれの場合にも、工事費内訳書には表紙（日付、発注者名、工事名、工事場所、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上代表者印を押印）を添付（様式は問いません）するとともに各内訳書には全葉と当該ページを記入してください。（1/5,2/5/・・・のようにページを記載）

3 工事費内訳書の確認

- (1) 発注担当課において、入札参加資格要件審査対象者の工事費内訳書の内容を確認し、不備があれば入札書は無効にします。
- (2) 工事費内訳書の工事価格計と入札価格は一致していなければなりません。

4 確認結果への対応

- (1) 工事費内訳書に不備があり、入札書は無効とする場合
 - ア 工事費内訳書が未記入の場合
 - イ 工種・種別・細別ごとに記載されていない場合（次の場合は無効とします。）
例：「道路土木費 一式 〇〇〇千円」「諸経費 一式 〇〇〇千円」
 - ウ 工種及び主要な種別が完全に欠落している場合
 - エ 入札価格（税抜き）と工事価格計（税抜き）が一致しないもの。
 - オ 工事価格計を算出後値引きにより入札価格と一致させているもの、なお、1万円以下の端数切捨てのために値引きするのは可とします。
- (2) 軽微な不備により、修正等を指示する場合（無効としない場合）
 - ア 工事費内訳書の表紙
 - A 日付、発注者名、工事名、工事個所、商号又は名称、住所、代表者名の一部に記載漏れがあるが特定できるもの。⇒入札参加資格要件審査時に修正
 - B 代表者印の押印漏れ⇒入札参加資格要件審査時に担当者の氏名を記入

イ 工事費内訳書の一部記載漏れ⇒入札参加資格要件審査時に修正

5 入札後の工事費内訳書の扱い

発注担当課において入札関係書類（公文書扱い）として保管し、公文書公開の対象になります。

6 その他

- (1) 一度提出された工事費内訳書は書替え（発注担当課の指示による修正等を除く。）、引換え又は撤回できません。
- (2) 工事費内訳書は入札及び契約に関する設計図書でないため、直ちに契約変更の対象にはなりません。